平成２２年（フ）第４８８１号
大阪市鶴見区横堤４丁目14番11号
債務者　大丸　　誠
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西田　伸祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９５５号
大阪府門真市堂山町９番29号
債務者　藤本こと　茶屋美智代
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣田　亮彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月27日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９７０号
大阪市阿倍野区阪南町５丁目13―２―402、住民票上の住所大阪市天王寺区上本町１丁目１番８号
債務者　奥村商店こと　奥村　蔦子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣田　亮彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月27日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９８４号
大阪市城東区放出西２―12―86アビタ山本放出西302号、住民票上の住所大阪市城東区放出西２丁目14番３号
債務者　平田　卓三
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　慎也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０７号
和歌山市木ノ本859番地の14
債務者　濵田　敏彦
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　　拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月27日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３０８号
和歌山市木ノ本859番地の14
債務者　濵田美枝子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　　拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月27日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第９号
岩手県遠野市上郷町平倉30地割21番地
債務者　奥寺　善悦
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
盛岡地方裁判所遠野支部

平成２２年（フ）第２１号
岩手県遠野市小友町23地割１番地１
債務者　高橋　　篤
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
盛岡地方裁判所遠野支部

平成２２年（フ）第２９号
岩手県上閉伊郡大槌町末広町３番40号
債務者　中野　惣助
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
盛岡地方裁判所遠野支部

平成２２年（フ）第１２９４号
福岡県筑紫野市針摺西１丁目５番10号
債務者　髙﨑美穂子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１２号
山形県天童市本町１丁目８番17号
債務者　矢野　美華
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３９０号
愛知県西尾市寄住町佃73番地　レジデンス西尾305号室
債務者　**髙**本　義人
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４１１号
愛知県岡崎市上和田町字上川田13番地　リヴィエール202
債務者　上林芽久実（旧姓白井）
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２６５号
函館市上湯川町５番26―１―103号
債務者　加藤　頼子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２９３号
函館市神山２丁目５番８号
債務者　杉山　幸子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２９９号
函館市東山１丁目26番12号
債務者　中山　弥生
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３１５号
函館市深堀町２番８号
債務者　菅原かおり
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
函館地方裁判所